平成２６年（フ）第５３号
福岡県うきは市吉井町清瀬294番地２　マウンテン清瀬102号、前住所福岡県うきは市浮羽町浮羽449番地２
債務者　木村万里子（旧姓足達）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６１号
福岡県久留米市東合川９丁目12番29号
債務者　関　ゆかり
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２３１号
東京都府中市白糸台３丁目19番地の５白糸台グリーンハイツ202
債務者　川崎　勝子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉４丁目７番３号
債務者　原田　利雄
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
釧路市武佐４丁目18番251号　Ｒ12―９
債務者　松本　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
熊本県阿蘇市的石1545番地４
債務者　川口　清治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第３５２４号
東京都足立区栗原３丁目４―５―103
債務者　登野城博巳
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５４１号
東京都足立区足立３丁目23―５―102
債務者　和田　健一
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５４２号
東京都中野区沼袋２丁目１―６―102
債務者　星野　典也
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５６８号
埼玉県川口市仲町４―25―108
債務者　福永　勝嘉
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５７３号
東京都町田市成瀬が丘３丁目16―15　ＨＩＬＬＳ　ＫＡＴＯⅡ102
債務者　飯田　良範
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５７８号
東京都練馬区早宮１丁目15―29―102
債務者　北澤　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１２号
東京都足立区江北３丁目29―４
債務者　市川貴朋美
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２６号
東京都青梅市塩船66―１―101
債務者　青山　慶信
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２８号
東京都台東区竜泉２丁目６―13　松本方
債務者　板垣　栄輝
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６３９号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目６―９―203
債務者　田中　陽介
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部